

## 論 説

## フランスにおける「労働組合権」と「結社の自由」(3)

大 和 田 敢 太

はじめに

## 第1章 結社 (association) の一分枝としての労働組合 (syndicat)

— その実態と理論

## (1) 実態：労働組合 (1884年法) と結社 (1901年法) の混在

- ① 労働組合同規約届出義務
- ② 企業内労働組合支部の法的性格
- ③ 失業者・退職者の労働組合組織
- ④ 使用者組織
- ⑤ 看護婦調整委員会

## (2) 学説における「労働組合」と「結社」

## 第2章 現行立法制度における「労働組合権」

— 「結社の自由」との関連から

- (1) 現行立法制度における「労働組合」の地位
- (2) 労働法典による「規約届出主義」と「組合の自由」の空隙
- (3) 労働法典における「労働組合」の概念と地位

- ① 「労働組合」の概念
- ② 労働協約当事者
- ③ 労働組合構成員

(以上39号)

## 第3章 判例における「労働組合」の地位

## (1) 「結社の自由」法認期の「労働組合の自由」

— 1901年法制定に前後する時期の判例

- ① 「結社の自由」不存在の時期 (1901年法以前) における、1884年法の意義
- ② 1901年法以降における、1884年法と1901年法の関係

## (2) 「労働組合権」と「結社の自由」との接着

— 1950年代以降・1970-80年代を中心とする時期の判例

- ① 法人格理論の展開
- ② 「規約届出主義」と法人格問題
- ③ 企業内労働組合支部の団体的性格

(以上42号)

#### 第4章 「労働組合権」の歴史的生成と「結社の自由」

##### (1) 公務員の労働組合権問題の歴史的位相

- ① 公務員の労働組合法制の概観
- ② 1901年法以前の公務員労働団体と行政当局の対応
- ③ 1901年法以降の公務員労働団体と行政当局の対応
- ④ 公務員労働団体の選択肢

##### (2) 公務員労働団体法案の検討

- ① ジャヌネ報告書の登場
- ② 公務員労働団体法案の比較検討

むすび

(以上本号)

#### 第4章 「労働組合権」の歴史的生成と「結社の自由」

##### (1) 公務員の労働組合権問題の歴史的位相

<51> 本章では、「労働組合権」の歴史的生成過程を対象として、「労働組合権」が、「結社の自由」のカテゴリーに内包されながら、生成し、承認されていく過程を検証することを目的として、公務員の労働組合権問題を取りあげる。その意義は、改めて後述するが、本章冒頭のここでも、簡単に言及しておく。第3章でふれたように、1884年法制定後間もなく、公務員は、自由業とともに、1884年法の適用範囲に含まれるのかどうか、争いの対象となった。自由業については、1884年法の適用を明確化した1892年11月30日法によって、解決が図られたものの、公務員については、解釈が曖昧なまま、1901年法が制定されることにより、公務員の労働組合権問題の混迷に拍車をかけることになった。すなわち、公務員の労働組合は、1884年法の適用を受けるかどうかという問題が未解決のまま、では、1884年法の適用問題について争いの対象となっている公務員の労働組合が、1901年法による「結社」として合法的な地位を獲得することができるのかどうかという、新たな紛争の種を提供することになったからである。そのために、歴代の内閣は、立法的な解決を迫られることになったが、その過程における一階梯である1907年に登場した一連の公務員労働団体法案に着目することとする。それは、これらの法案をひとつの母型として、公務員の

労働組合の法制化問題をめぐる議論が展開されたからである。「結社の自由(1901年法)」としての「労働組合権」を法律文言として確認しようとした法案も提出され、そのような時代状況を通じて、公務員の「労働組合権」が、「結社の自由」のカテゴリーに内包されて、生成の過程を経ていくからである。そこで、公務員の労働組合権<sup>①</sup>の歴史的生成過程(第1節)を辿ったうえで、1907年の諸法案の比較検討(第2節)を試みることによって、公務員労働組合権前史における「労働組合権」と「結社の自由」の相互関係を浮き彫りにする。

なお、本章で対象とする時期において、公務員労働者の労働組合組織は、その実態、名称、当事者の思惑(運動性向と行政当局の労働組合政策)そして1884年法と1901年法の適用問題にも絡んで、「syndicat」あるいは「association」と(有意的にあるいは特別な意義なく)区別されて、呼称されることになるが、必要に応じて、総称の意味で、「労働団体」という表現を用いる。このように、「syndicat」と「association」の区別については、適用法令(1884年法あるいは1901年法)よりも、むしろ組織実態に即して判断されるべきことになるが、その際、名称はさておき、運動性向とともに、組織目的により具象される組織形態を主たるメルクマールとする。

### ① 公務員の労働組合法制の概観

<52> まず、最初に、公務員労働組合法制の沿革を概観する。

20世紀初頭、公務員の労働組合権問題を立法的に解決することが政治的日程に登ってくることになるが、1884年法に修正を加えた最初の立法である1920年3月12日法は、その議会での審議過程では、公務員の労働組合権を承認する条項の挿入も検討されたが<sup>②</sup>、結局は、「公務員の身分規定については、別に法律で定める。」(第9条)として、問題を先送りすることになった。公務員の労働組合権問題の立法的解決は、公務員の身分保障に関する立法政策とも密接に絡みながら、他方、時の政治情勢に影響されて、放擲されることになり、第二次大戦後の、1946年10月19日法まで待たなければならなかった<sup>③</sup>。

1946年法は、今世紀初頭からの懸案であった公務員の身分規定を定めるものであったが、以下の文言の第6条において、公務員の「労働組合権」を明示的

に承認した。

「組合権 (droit syndical) は、公務員にたいして、承認される。その職業組合は、労働法典第三卷により規制され、すべての裁判所に訴訟当事者能力を有することができる。その職業組合は、公務員の地位に関する規則制定にたいして、および公務員の集团的利益を侵害する個別的な決定にたいして、行政裁判所に提訴することができる。

公務員の組合組織はすべて、その設立の2カ月以内に、所属予定の公務員の属する行政機構当局に、その規約および役員名簿を届け出なければならない。すでに存立する組合組織に関しては、上記の届出は、本法公布後2カ月以内になされなければならない。」

1946年法制定の数日後に成立した第4共和制憲法(1946年10月27日)も、前述のように、「すべての人は、組合活動によって、その権利および利益を擁護し、またその者が選択した組合に加入することができる。」という規定とともに、「いかなる者も、その出身、思想あるいは信条を理由として、その労働あるいは雇用において、不利益を課されることはない。」と明記したが、これらの条項は、公務員を区別するものではない意義を有していたことも重要である<sup>(4)</sup>。公務員の身分規定に関する1946年法は、1959年2月4日オールドナンスにより引き継がれたが、他方、地方公務員の身分規定に関する1952年4月28日法は、以下のように定めた。

「労働組合への所属あるいは非所属は、採用、昇進、配置など身分規定に服す職員  
の地位に関して、いかなる影響も及ぼしてはならない。」

公務員の分野における、「労働組合の自由」原則を確認したこれらの身分規定の制定により、公務員労働組合は、「労働法典における労働組合」として、扱われることになった<sup>(5)</sup>。問題は、公務員労働組合に特別に課された、所属組合員の属する行政機構の当局への規約および役員名の届出義務の存在である。他方、公務員労働組合だけの「特権」として、組合活動のための特別の「職務免除」が、組合役員に認められ、また、公務員審議会への公務員労働組合の参加が制度的に保障された<sup>(6)</sup>。これらの特別の義務と権利は、一般の労働組合

には認められていなかったものであり、その意味では、労働法典体系に内包されるものではないが、前述のように、公務員労働組合が、労働法典の適用を受ける、「労働法典における労働組合」としての位置づけを確認されたことに重要な意義がある。

その後、ミッテラン (Mitterrand) 政権は、各種の公務員身分規定を統一化することをその公約として掲げることになり、公務員の権利と義務に関する1983年7月13日法を制定し<sup>7)</sup>、その第8条は、「組合権は、公務員にたいして、保障される。当事者は、自由に、組合組織を設立し、それに加盟し、組合役職に従事することができる。」と、公務員の「労働組合の自由」原則を明記し、訴訟能力に関する1946年法の規定に続けて、以下の文言を追加した。

「公務員の組合組織は、報酬の決定に先立つ交渉を、全国段階で政府と行い、労働条件および労働組織に関連する諸問題を、様々な段階で、その管理に責任を負う当局と討議する資格を有する。」

一連のオール法改革により実現した「交渉義務」制度に比して、この公務員労働組合の報酬に関する交渉権限は、後退しており、労働法典体系との整合性には問題があると指摘しなければならないが、公務員労働組合の「労働法典における労働組合」としての地位には、影響を与えていない。他方、公務員労働組合にのみ課されていた当局への規約および役員名の届出義務は、1982年5月28日デクレによって、労働組合の存在の「通知義務」に代わられることにより、実質上、労働法典の「届出義務」だけに拘束されている<sup>8)</sup>。

<53> ここまで、公務員の労働組合法制に関する1946年以降の動向を通覧した。そこでは、すでに、労働組合権の権利性自体は、争われることなく、「労働法典における労働組合」と「結社の自由としての労働組合」の問題は、表面的には登場してこない。しかし、労働法典における届出義務に加え、公務員労働組合が服した特有の届出という二重の「届出義務」問題の帰趨は、重要である。このような二重の義務を履行しない事例が、少なからず存在したことは想像に難くないが、結局は、公務員労働組合に特有の「届出義務」が、1982年デクレ以降は、単なる「通知義務」という形式的な内容に転化した経緯は、

「労働法典における労働組合権」に実質的な制約を課そうとする制度の存続が困難になったことを物語っている。かかる「労働法典における労働組合権」を制約する制度は、「結社の自由」理念との矛盾を生ぜしめざるをえなかったことが推論できる。また、労働組合結成否認の代償として、1901年法団体結成の権利を有する知事・郡長の事例も現われた。このように、公務員の分野においても、「労働組合権」と「結社の自由」の相互関係が無視できないものとして存在していたのである。つまり、本稿で扱う公務員の労働組合権の歴史的生成過程は、単なる「歴史的遺産」としてではなく、現行立法制度の前史としての位置づけと直接的な意義を与えられることになるのである。

そして、前述したように、この立法史の前史において、1884年法と1901年法の適用関係をめぐる熾烈な論争が存在したという事実に着目することとする。すなわち、1884年法の適用を拒否された公務員は、1884年法に準拠する「労働組合」設立を否認されるとしても、1901年法による「結社の自由」という原理的自由を享有し、1901年法による「association」を設立することを主張できたからである。事実、行政当局は、「労働組合」否認の代償として、「association」設立を奨励し、誘導していた。他方、社会的実態としての「労働組合」にとっては、労働運動の大勢としては、1884年法忌避傾向が有力であったとしても、1884年法による「syndicat」としての法的評価を受けるべきなのか、あるいは1901年法による「association」という法的地位を獲得することにより、その存在と運動にどのような影響を与えるのか、無関心ではありえなかった。けだし、「法の世界の外」に存在していた公務員労働組合にとっても、自らの法的地位が、「syndicat (1884年法)」であるのか、「association (1901年法)」であるのか、自己主張する必要に迫られることもあったからである。

このような歴史的背景があるだけに、公務員労働組合法制においては、「労働組合権」と「結社の自由」の相互関係のもつ意義と影響は大きいのである。そのために、公務員労働組合法制の前史において、「労働組合権」と「結社の自由」・1884年法と1901年法・「syndicat」と「association」という二つのイデオロギカルな主体と運動体が綴りなす対抗関係に注目する必要性がある。次項以下で、公務員労働組合運動の動向、議会・政府の対応を整理する<sup>9)</sup>。なお、

公務員労働組合運動の分析については、②項および③項において、行政当局の「労働組合政策」の推移を検討する際に必要とするかぎり、また、④項で、労働運動の側で、「syndicat」と「association」との選択問題が登場した場面を扱うためのみ、公務員労働運動の特徴的動向を叙述することとし、公務員労働運動全般の問題は他の関連文献に譲ることとする。そのような公務員労働組合運動史に関しては、特定の労働組合史の視点からの多くの文献とともに<sup>(10)</sup>、公務員労働運動史全般に関わる研究書が著わされているが<sup>(11)</sup>、これらの研究においても、また、本稿においても、20世紀初頭までの史実については、第2節でとりあげるジャヌネ（Jeanneney）報告書に負っているところが多い<sup>(12)</sup>。このジャヌネ報告書は、公務員労働団体法案の検討として、第2節において、その歴史的な位置づけを与えることとし、本節では関連文献のひとつとして引用するにとどめる。

## ② 1901年法以前の公務員労働団体と行政当局の対応

<54> 職業組合の法認という形態と理念で労働組合権を保障した1884年法が、公務員に適用されるのかどうかという問題は、1884年法の立法過程においては、審議の中で明示的には扱われていなかった。しかし、1884年法を「自由主義的立法」として位置づけた立法化推進者は、ことある毎にその「自由主義的性格」を指摘して、その適用範囲には制約がないことを強調していた。1883年3月、下院への委員会報告において、報告者ラグランジュ（Lagrange）は、以下のように述べていた<sup>(13)</sup>。

「この法律は、使用者であれ、賃労働者であれ、わが国において、労働に積極的に関わっているすべてのものにたいして、個別的にあるいは一般的に関係するあらゆる職業的問題を、個別的にあるいは集団的に、検討し、解決する権利を認め、そのような権限を保障し、規制するものである。

結社の自由は、自然権であり、社会権である。結社は、立法者が、結社の目的あるいはその運営を理由として、社会あるいは個人にたいする危険を恐れることができるときにだけ、規制あるいは禁止されうるにすぎない。」

また、1884年法制定の推進者ヴァルデック・ルソー（Waldeck-Rousseau）は、内務大臣として、各県知事にたいして発した、1884年法の「理解と普及」を求めた通達（1884年8月25日）の中で、その意図を明確に述べている<sup>(4)</sup>。

「本法の制定にあたって、政府および議会の支配的な考え方は、労働者の間に、結社の精神を促進させ、職業結社を可能なかぎり最大限に流布させることである。行政当局の責務は、人を区別することなく、すべての当事者のために、協力することである。

「syndicat」の創設については、諸君以上にその必要性をよく認識している当事者に全面的に委ねなさい。本法には、労働者の結社への行政的介入を正当化する性格のいかなる条項も見いだされぬ。

本法に関するすべての疑問を予想しておくことは、困難である。それらは、つねに、自由の発展に最も有利な方向で解決されなければならない。

適法な契約を締結することができるすべてのものが、「syndicat」に所属することができるのであり、本法は、職業に従事するすべての個人、例えば商業使用人、耕作者、小作人、農業労働者等のために制定されているのである。」

この通達は、1884年法による公務員の労働組合権容認の立場から、しばしば採用されたように<sup>(5)</sup>、1884年法の専ら「自由主義的性格」を謳歌したのであった。

しかし、1884年法は、上院を中心とする立法化反対派との妥協もあって、二重の制限条項を採用した。すなわち、構成員および目的の要件（第2条および3条）と届出義務（第4条）である。公務員労働組合も、1884年法による「syndicat」として存立するためには、この二重の要件に服す必要があったが、多くの他の労働組合組織と同様に、公務員労働組合も、「届出義務」を履践しなかった。もっとも、一部の公務員労働組合は、「届出義務」を履行し、1884年法による「労働組合」として、当局から認知されていることもあった。このような状況のもとでは、「届出義務」の存在は、公務員労働組合への1884年法適用拒否の理由とはなりえなかった。したがって、公務員の労働組合が、「1884年法における労働組合」としての資格を否認され、1884年法の適用を拒否されるためには、もう一つの要件（構成員・目的）を理由とするか、あるいは全く別の理由を見いださなければならなかったのであった。判例は、前者の方法に



よったが、行政当局は、1884年法解釈の枠内では、公務員労働組合を否認することはできなかった。そこから、行政当局は、公務員という資格と労働組合という存在が両立しないものであることを、強調せざるをえなかった。

<55> まず、1901年法以前に表明された、行政当局の見解は、1887年9月20日の文部大臣スプレ (Spüller) 通達が代表的である。この通達は、初等教育教員が、「フランス教員組合 (Syndicat des institutrices et instituteurs de France)」を設立し、1884年法にしたがって、1887年3月28日、その規約をセーヌ県庁に届け出たことにたいして、教員への1884年法の不適用を指示するために出されたものであり、公務員労働組合 (1884年法適用問題) に関する公権力の最初の態度表明であったが、以下のように、教員による労働組合結成のみならず、団体結成一般に厳しい姿勢を示した<sup>(16)</sup>。

「教育的利益と職業的利益を擁護するためと称して、教員にたいして、自主・連盟・職業組合という言葉に象徴される広大な結社を設立するよう呼びかけられている。これらの言葉はどれも、公教育教員や教員団体には、何の意味ももたず、たかだか扇動的意味しか持たない。

まず、「自主」について言えば、公教育教員は、公務員である。国家公務員として、彼らは、法律によって形成されている階層に所属し、市民すべてには与えられていない権利と義務を有するのである。彼らは、特別な責任、特別な保障を有する。彼らは、その部下である研修生の上に、その上司である視学官の下に位置づけられる。したがって、かれらは、自主的でも、個人的でも、集団的でもないのである。公務員の自主性とは、無政府を伴い、団体の自主性とは、組織された無政府にすぎないのである。

大学、会計、公土木事業、郵便の職員にたいして、集団の権利、すなわち上司から離れて、必要に応じて上司に対抗する権利を与えることは、われわれの行政の急速な解体を事前に同意することではないだろうか。

教員団体の「連盟」の理念は、一層受け入れられない。連合組織という第二権力のための結社の権利は、コンセイユ・デタが、公益性を承認された団体にたいしてさえもつねに拒否しており、教員団体には、到底認めることができない。

ある時には、一大選挙勢力にもなりうる一大社会勢力を特定の目的から、中央集権化すること以外に、どのような役割が、連盟の中央委員会に残っているであろうか。

何故、教員のために、職業組合やその連合体を認めないのかという主張には、善意の人々を惑わす見せかけだけの同一視がある。職業組合法が、現業労働者とともにいわゆる自由業にも適用されることほど、議会にとって名誉とされることはない。しかし、同法を公教育教員に適用しようとすれば、重大な混同をおかしている。俸給が賃

金ではないのと同様に、公職は、職業ではない。

教員の俸給は、法律によって定められるもので、法律によってしか変更されえない。俸給が、余りにも低いとして、公務員は、国家に俸給等級の引き上げを迫るために、団結し、必要に応じて罷業にはいる権利を有していると主張することができようか。

職業組合法は、公職の理念そのものと明らかに矛盾する権限である法人格を、職業組合に承認している。公務員の「組合」が、国家の外にありかつ国家に対立する法人格を保有するのであろうか。公教育教員が、コミューンと締結される合意契約に基づき就業するのであれば、かれらは、その利益を擁護する権利を正当に主張することができるであろう。だから、教員が公務員の性格を有していない他国においては、「組合」に類似した教員の団体や連盟が存在することができるのである。

公教育教員が、国民教育行政の一端を担い、公務員として位置づけられ、その資格から、固定俸給を受領し、身分保障を享受し、退職年金の権利を有するにもかかわらず、突然、自由な労働者として位置づけられ、現業労働者が使用者に対抗してその利益を擁護するのと同じように、結社の権利によって、国家に対抗してその利益を擁護する手段を要求するというようなことが許されようか。」

この文部大臣通達は、公務員たる立場と「公務（公役務）」概念を混同させることにより、公務員の労働組合権否認の根拠とするものであった。その威力は絶大で、協調的運動を除いて、教員の間で生まれつつあった組合運動を終息させ、その後新たに運動が生まれてくるのは、15年以上も後のことであった。

他方、郵便職員が1884年法を要求しようとした際に登場したのは、公務員労働組合権と「国民主権」を対立させる論理であった。それは、後述の「納税者」をもちだした論理と同じく、政府が、公務員の「使用者としての責任」を回避し、それを「国民」に転嫁しようとするものであった。1891年11月17日、議会において、商務大臣ロシュ（Roche）は、郵便職員が1884年法を利用することが禁止される理由を、以下のように指摘した<sup>17)</sup>。

「私は、政府の職員にたいしては、職業組合法を行使する権利を認めない。なぜなら、同法は彼らには適用されないからであり、もし彼らが労働組合を組織すれば、それは国民代表原理そのものに反することになるからである。

国家の職員は、私的利益ではなく、公権力、議会、政府によって代表される国家自体の利益、一般利益に直面するのである。したがって、彼らが職業組合法を自らのために利用し、闘争を組織することは、国民自体、国の一般利益、国民主権に反することになる。」

<56> このように、公務員の労働組合結成（1884年法適用）は、行政当局側の拒絶反応に出会うが、その拒否は、「全面的・一律的な」内容であったわけではない。国営事業の職員については、「公務員」であるという理由だけで強弁することは困難であった。たとえば、「私鉄」が存在していた鉄道業では、国有鉄道の全職員に「全面的・一律的に」労働組合結成を拒否できなかった。1894年5月22日、公土木事業大臣ジョナール（Jonart）は、議会審議で以下のように応答した<sup>(18)</sup>。

「鉄道会社は、私的産業である。当然ながら、鉄道の現業労働者や職員は、1884年法の特典を援用し、政府はその特典を彼らに保障する義務を有する。

しかし、政府は、同法が国家の職員に適用されうるとは考えないが、鉄道職員については、区別がある。権限を与えられていない現業労働者や職員にたいしては、われわれは完全に、労働組合を結成する権利を承認するが、その俸給が毎年予算によって決定される権限のある職員にはこの同じ権利を承認しない。

国家の行政機関において、職業組合が、利益、俸給や賃金を大臣や国民代表とどのように交渉しようとするのであろうか。国有鉄道の職員の俸給は、フランスの納税者によって、税を通じて支払われるのである。」

しかし、煙草製造労働者に関しては、「一般利益、フランスの納税者の利益が問題となるのだから、私（大蔵大臣）は、1884年法は適用されないと考える。この結論は、条文や同法制定の際の討議からだけではなく、理性・論理そのものから引き出されるのである。」として、「労働組合」結成（1884年法適用）が拒否されたため、以下の議事動議が提案されることになり、それは、政府によって拒否されたが、251票対223票で、採択された。

「議会は、1884年法が、私的産業の労働者ととも国家の事業体の現業労働者や職員にも適用されるものと考え、政府にたいして、同法を尊重し、その履行を容易にすることを勧告する。」

この動議採択以降、国有鉄道の現業労働者・職員の「労働組合」の合法性は、政府によって問題とされることはなくなった。同様の理由から、国家の事業体の現業労働者と職員の「労働組合」も争われることはなくなり、この部門にお

ける労働組合運動は、発展を遂げていく。そして、1899年、ヴァルデック・ルソー内閣の登場以降、「自由主義的政策」に転換し、「社会主義者」の入閣として物議をかもした商務大臣ミルラン（Millerand）は、郵便電信部門における団体結成を奨励することになった。ミルランは、1899年に設立されたパリの郵便・電信・電話労働者の労働組合の1周年の祝宴（1900年12月16日）で、組合員労働者に以下のように述べた<sup>(19)</sup>。

「諸君が設立したこの労働組合は、正当な要求を共同で研究するために、あらゆる郵便業務の労働者を結集させている。われわれは、共和主義者として、諸君を支持してきた。」

このような「自由主義的政策」の到達点が、1901年法の制定であったが、この立法制定が、公務員労働組合問題を解決の方向に導くどころか、かえって混乱させるにいたることは、後述する。

<57> このように、公務員労働組合への1884年法適用については、一部の職種の例外を除いて、当局は、否定的な姿勢を崩さなかったが、他方、公務員労働者の、福利厚生や親睦を目的とする団体や職能的団体への当局の対処が問題となった。これら団体は、当時刑法典第291条に服し、（20人以上の組織であるかぎり）その設立のためには、行政当局の事前の許可を必要とした。しかも、この許可は、常時取消あるいは撤回可能であるから、団体の設立のみならず、その運営は、政府の掌中にあった。このように、1884年法の適用外にあった団体は、きわめて不安定な地位に置かれていたが、それを示すものとして、1895年、文部大臣コンブ（Combes）が、大学の製図教授の団体についての許可申請に関して、パリ副学区長に宛てた書簡がある<sup>(20)</sup>。

「公教育の公務員の結社に関しては、わが行政機関は、それが博愛的あるいは教育的な目的を有する場合には、その設立を奨励することになっている。ただし、その活動は、これらの制約を越えないことが重要である。

しかし、政府は、国家公務員からなる結社が、その構成員への援助を行うという口実のもと、構成員とその職階上の上司の間に介入する権能、大臣の行動に反対し、公権力に圧力をかけることを追求するために、「あらゆる手段」を行使する権能を持つ

ことを認めるわけにはいかない。

したがって、私は、この団体に、規約案を修正するように要請する。新条文は、専ら教育のおよび博愛的性格を明確に特定していなければならない。」

この見解は、1897年には、公教育最高評議会によって、確認されることとなった。「フランス中等教員親睦団体（Association amicale des professeurs de l'enseignement secondaire public en France）」の設立が、当初、共済団体として計画されたが、評議会は、「この種の結社は、普通法に基づくもの以外は、承認され、奨励されない。」という見解だった。そこで、教育研究団体として提案されたが、「全学区のすべての中等教育施設にまで拡大される」危険があるとされ、地域的に限定された教育団体の結成だけが認められた。最終的には、規約は、「中高校教員の精神のおよび物質的改善を共同して研究する」ことを主として目的とするものとして提案されたのであった。

ここまで概観したように、1901年法以前の行政当局の方針は、公務員労働組合への1884年法の適用を否定することを論証するにあたっては、公務員には、「一般結社」設立の可能性を制限する必要があったし、逆に、公務員には、「一般結社」設立が拒否されるからこそ、1884年法の適用・「労働組合」設立の自由の否認も「正当化」されたのであった。

### ③ 1901年法以降の公務員労働団体と行政当局の対応

<58> 「結社の自由」を承認した1901年7月1日法が、公務員にも適用されることは疑問の余地がなかった。それは、軍人にたいしてさえ、1901年法による「団体」設立を認めた通達<sup>(21)</sup>の存在からも確認される事実である。

問題は、1901年法が、第21条で「本法は、将来にわたって、職業組合、商事会社、共済組合に関する特別法に抵触することはない。」という規定を置いたことの解釈にも絡んで、1901年法による団体が、その目的として「職業的目的」を掲げ、実質的には、「労働組合」と同視される場合に、どのような扱いを受けるべきなのかということである。そして、より根本的には、1901年法制定以前に、1884年法適用を拒否されていた公務員労働団体にたいして、1901年法以

降も、1884年法不適用の方針が維持されるのかどうかであった。

まず、公務員労働団体への1901年法の適用に関しては、行政法学者ベルテルミー（Berthélemy）の反対意見が、一定の影響力を及ぼしてはいたが<sup>(20)</sup>、政府は、1901年法適用を積極的に認めた。すなわち、1884年法の要件を満たさない労働団体、あるいは要件を満たしつつもその適用を主張しないことを選択する労働団体は、1901年法という一般法によって、有効にかつ自由に結成されることができるとされたのであった。道路工事労働者の事例を引用する。道路工事労働者が、1903年に、「syndicat」を結成しようとした時に、内務大臣コンブと公土木事業大臣マルエジュール（Maruéjols）は、以下のように述べた<sup>(21)</sup>。

「司法大臣によれば、道路工事労働者は、1884年法を援用する資格を有しないが、結社契約に関する1901年7月1日法によって、「syndicat」の合法性の問題は、その利益の大部分を失った。というのは、同法の文言によれば、市民は、その相互間で、職業の条件を伴わず、正規の結社を結成することができるが、この結社は、ひとたび届け出られれば、職業組合とほとんど同一の便益を与えられるからである。

検事総長にたいする指示によれば、1901年法第1条および2条の規定にしたがって、かつ同法の保護のもとに置かれることによって、新しい結社を有効に結成することが許される旨、この「syndicat」の管理者に通知される。」

その後、教員に関しても、同主旨の通達（1905年）が出され、議会でも議長以下の言明として確認され（1905年11月7日）、これが、政府の公式見解と位置づけられていた<sup>(24)</sup>。

「結社の自由は、1901年法が、すべての公務員に与えたものである。公務員は、1901年法の中に、その努力を調整し、集団を作り、職業的利益を擁護するための新しい権能を見いだすのである。」

しかし、1901年法のもとに置かれた「労働組合」の地位は、不安定であった。たとえば、1907年11月22日、セーヌ県の警察署職員が、総会において、「親睦団体（Association amicale）」の計画を決定した。規約によれば、この結社の

目的は、「署員間の友好・連帯関係を強化し、その利益が尊重されるべき構成員や代理人を援助すること。署員の精神的および物質的状況の改善に関する願望を、警視総監にたいして提出すること」とされているにすぎなかったが、この団体設立計画は、即刻、警視総監から、放棄するように求められた<sup>(25)</sup>。

また、税関職員の結社は、1904年に、大臣により、すべて禁止されていると主張された後、1906年3月31日の税関局長の通達により、「1901年法によって設けられた制約から離れることなく」、税関職員の結社権が認められたが、「どのような見地からも、職業組合の性格を帯びること」は禁止されたのであった<sup>(26)</sup>。その後設立された税関職員の結社は、「構成員の物質的および精神的な地位を改善すること」を第一の目的としていたが、行政当局にとって、この結社は、「どのような見地からも、職業組合の性格を帯びていない」と判断された。

このように、行政当局は、1901年法による団体結成の権利自体は否認できなかったが、個別の事例では、不明確な判断基準を設けたのであった。このことが、後述のように、労働組合による、1901年法（「association」）から1884年法（「syndicat」）への「転換」を促すことにもなったのであった。

<59> 他方、1884年法問題は、より複雑であった。というのは、1884年法の規定内容は、とくに「職業組合」の民事能力に関しては、1901年法のそれよりも、有利な面を備えていたために、1884年法による「労働組合」設立が推奨され、当事者も、その傾向にあったからである<sup>(27)</sup>。

1884年法修正問題に関連して、1903年に、労働組合担当の商務省労働局長フォンテーヌ（Fontaine）は、労働委員会の名前で提出した報告書で、以下のように指摘した<sup>(28)</sup>。

「結社の自由の一般原則を宣言した1901年法の後でも、「syndicat」は、普通法との関係で特権的な地位を保持している。

委員会は、いわゆる公務員と、国家、県およびコミユンの現業労働者・事務員との間に差異を設けることを諸君に提案する。委員会は、公務員にたいしては、「syndicat」を結成する権利を拒否し、国家、県およびコミユンの現業労働者・事務員にたいしては、1884年法にしたがって、職業結社を結成する権利を認めるのである。」

かくして、労働委員会は、「国家、県、コミュンおよび公的施設の現業労働者・事務員」への1884年法の拡張を提案し、1884年法の第2条を以下のように改めるよう提案した<sup>(29)</sup>。

「本法は、国家、県、コミュンおよび公的施設の、公権力のいかなる部分も保持しない現業労働者・事務員に…適用される。」

このように、「権力的公務員」と「管理的公務員」との区別により、一部の公務員に1884年法の適用を認めるという案が登場してきたが、実際の法制化には結びつかなかった。しかし、公務員労働者側は、このような1884年法の「部分開放」を積極的に利用した。特に、提案で、「純粹に執行的かつ技術的な仕事を遂行する職員」の中に位置づけられていた教員、郵便職員、自治体事務員は、「労働組合」への「転換」に努めた。

しかし、1905年以降、郵便補助職員の団体の「労働組合」への「転換」に関して、協議を受けた行政当局は、現行立法では、補助職員の「syndicat」を合法的なものとして承認することはできないという結論を下した<sup>(30)</sup>。

他方、教員の場合には、問題が、公的に下院に持ち出された。

1905年2月25日、ヴァール県知事と学区視学官が、県内教員の新しい「syndicat」によって催された祝宴に出席し、その成功の乾杯の音頭をとった。しかし、5月31日、商務大臣は、「syndicat」の議長宛の書簡において、この「syndicat」が合法であることを明確に否定し、いかなる大臣認可も与えられないとした。この書簡は、以下のように結んでいた<sup>(31)</sup>。

「私は、諸君に適用され、第5条に定められた様式を踏んだ後、法人格を受ける1901年7月1日法の諸条項の保護のもとに諸君の結社を置くことを、諸君に約束できるにすぎないのである。」

結局、内閣の統一見解として、首相サリアン (Sarrien) は、1906年3月14日、議会で以下のような見解を表明した<sup>(32)</sup>。



「内閣は、一致して、1884年法は、公務員の「syndicat」を承認していないと考  
えるが、労働委員会は、同法の条文を修正する必要があると認めている。内閣は、こ  
の問題を検討することを拒否する必要はなく、この問題をそのすべての側面から考察  
しようとしているが、同時に、公役務の運営を保証する任務を負っている。法律が存  
在する限り、法律が修正されない限り、われわれにはその執行の義務がある。」

首相は、議会が見解を表明するまでは、現状を維持するつもりであると言明  
した。その後、サリアン内閣を継いだクレマンソー (Clemenceau) は、1906  
年11月5日の声明において、公務員の「association」問題を解決する意図で  
あることを表明したのであった。この方針に基づき、第2節で述べるように、  
一連の立法改革構想が出されることになった。

このように、労働団体にたいする適用法令 (1884年法および1901年法の解釈)  
問題をめぐって、行政当局の見解は、動揺を抑えることはできなかったが、そ  
の背景には、公務員労働団体の「労働組合化」によって、公務員労働組合が、  
設立されたばかりのCGT (労働総同盟) に加盟し、罷業路線 (サンディカリ  
スム) に突き進むことを恐れていた事実を見逃すことはできない。それは、第  
2節で検討する、公務員労働団体法案のなかに、その「恐怖」の影を見ることが  
できよう。

#### ④ 公務員労働団体の選択肢

<60> 公務員労働運動の動向について、当局の「労働組合政策」の推移を  
検討する際に必要とするかぎり、言及してきたが、本項では、当時の公務員  
労働運動の側で、「syndicat (1884年法)」と「association (1901年法)」との  
選択問題がどのように位置づけられていたのか、検討する。

まず、本章で対象としている時期の公務員労働団体の組織形態と運動性向と  
の相関関係については、最新の公務員労働運動史研究によれば、以下のように  
分析されている<sup>(33)</sup>。

「労働組合」的傾向の「association」が職種横断的な規模の大きい連合体  
設立という組織原則を主張したのにたいして、協調的傾向の「association」  
は職種毎に設立される傾向にあった。「労働組合権 (1884年法)」を要求しない

「association」は、職階性を重視し、行政当局との善良な関係を維持しようとしたのであった。特に、「親睦会」型の「association」は、頻繁に宴会を催した。そこでは、議員や行政責任者が招待され、「association」の側からは、陳情がなされ、公権力の代表者は、約束を交わすようなことが行われた。

このように、公務員労働運動の組織形態と運動性向との間に、一定の傾向がみられるとしても、「syndicat (1884年法)」か「association (1901年法)」かという選択は、固定的あるいは画一的ではなかったことが、特徴的である。

それは、同一の組織が、平常は、「(穏健な) association」として当局と交渉していたが、労使間の緊張関係が高まってくる時期には、「syndicat」として活動するという事例が少なからずあったことに現われている。これには、同一職種の職員の間において、「親睦会」型の「association」と労働組合傾向の連合体組織が併存していたという事情も影響していたが、公務員労働者自身が、運動の継続と強化のためには、「association」から「syndicat」への「転換」を図ろうとしたためであった。

もっとも、「association」から「syndicat」への転換は、スムーズになされたわけではなかった。組織分裂を伴った事例もあった。たとえば、郵便補助職員の「association」において、活動的な少数派は、「syndicat」への転換を要求したが、1905年の大会で、現状どおりとすることが、444票対189票で決定された。そこで、少数派は、「全国補助職員労働組合 (Syndicat national des sous-Agents)」を設立した。この労働組合は、15,000名の組合員を集めたのにたいして、元の「association」は、衰退し、職種別の集団に分裂していった。その中の集団の一部は、後に、この労働組合に加盟したのであった<sup>(34)</sup>。

このような事情は、「syndicat」か「association」かという選択問題が、当事者の労働団体自身によっては、1884年法か1901年法かという法的次元の選択としては、捉えられていなかったことを示している。それと同時に、名称による判断は、正確ではないことも物語っている。したがって、前述の「syndicat (1884年法)」あるいは「association (1901年法)」との選択という設定自体は、より厳密には、労働団体における、「syndicat」あるいは「association」という、名称、組織形態、運動性向(理念)および準拠法(適用法令)のそれぞれ

の次元での選択として位置づけ直されなければならない。そして、これらの別々の次元での「syndicat」あるいは「association」の選択は、個別の選択であり、相互間の牽連性を必然化していなかったのであった。その意味で、この時期の公務員労働組合は、「syndicat」と「association」との両義的性格を有していたのである。「syndicat」あるいは「association」という区別において、労働者あるいは市民という組織主体による区別<sup>(35)</sup>、組織目的に具象される組織形態の選択、運動理念の傾向、1884年法あるいは1901年法の適用関係を図式化すると、図①のようになるであろう。

図①

| 適用法令 | 1884年法                     | 1901年法      |    |
|------|----------------------------|-------------|----|
|      |                            | 非届出         | 届出 |
| 組織主体 | 労働者<br>失業者・退職者             | 市民          |    |
| 組織形態 | syndicat                   | association |    |
| 運動理念 | syndicat<br>(syndicalisme) | association |    |

しかし、公務員労働団体が、「syndicat」と「association」との両義的性格の組織として捉えきれないこともあった。「全国公務員共和連盟（Fédération nationale républicaine des Fonctionnaires et Employés d'administrations publiques）」がその典型である。この団体は、協調的「association」にも、労働組合にもなることを望まず、政治的になることを望んだのであった。

<61> 他方、当局の側では、「syndicat」と「association」との区別の基準は、当然、1884年法あるいは1901年法という準拠法による区分も重要であったが、前述のように、政策的判断としては、当該組織の運動性向が重視されたのであった。すなわち、幾度か指摘したように、1884年法の「届出義務」を履

行していない労働組合組織が、多数存在しており、法的には、それらの団体が、1901年法の「非届出の非営利法人」として構成されることにより、1901年法団体となることができた。1884年法という法定手続きを回避した最も戦闘的な労働組合組織が、その事実により1901年法団体になっているという形式的要件だけを理由として、行政当局によって受け入れられるはずもなかったからである。当時、この実質的基準となった運動性向とは、CGT加盟と罷業であった。当局にとっては、1884年法か1901年法かという適用法令もさることながら、公務員労働運動が、CGT加盟により、サンディカリズムの潮流に組みし、総罷業（ゼネスト）路線を選択することが問題だったのである。

しかし、公務員労働団体側では、必ずしも、「syndicat」型選択とCGT加盟・罷業戦術とを並列的に位置づけていたわけではなかった。その事例として、「国家公務員職業団体全国連盟（Fédération Nationale des Associations professionnelles des Employés civils de l'État）」がある。この全国連盟は、1901年法に準拠して、1909年に設立された。1910年2月6日開催された第1回大会では、この組織は、党派の闘争とは無縁な進歩の組織とされ、公務員のために「労働組合権（droit syndical）」が要求された。しかし、行動手段としての罷業は、拒否され、CGTとの協力も対象とされなかった。1912年12月22日の第2回大会では、「労働組合の自由（liberté syndicale）」と1884年法適用が要求されたのであった<sup>(36)</sup>。また、1884年法適用と1901年法適用が、同時に要求されることもあった。

また、郵便職員の「職員総連盟（Association Générale des Agents）」が、1909年に、CGTに加盟した件をめぐって、警察が介入し、組合役員の逮捕や免職など政府との緊張関係が高まった。罷業が決定され、CGTは、総罷業指令も発したが、失敗に終わった。その結果、この連盟の基金は、底をつき、多数派は、「syndicat」への即時の移行を拒否し、罷業中に結成された組合評議会（Conseil syndical）委員は、罰金を課せられ、団体は解散させられたのであった<sup>(37)</sup>。

<62> 最後に、公務員労働運動の側の「syndicat」と「association」との選択問題と、公務員身分規定制定にたいする姿勢との相関関係も、興味深い

事象である。政府は、公務員の労働組合権制限を継続するためにも、公務員身分規定制定をめざした。しかし、身分規定制定による身分保障の一般化は、公務員の要求の統合化システムを不可欠とすることになり、各職種の職員団体の「制度化」を必要とした。身分規定の制定は、實際上、「association」を主張している公務員団体の利害と結びつき易い側面を有していたのであった。そのため、身分規定の問題に関して、まず、「労働組合」型志向の団体と協調型の「association」とでは、意見が分かれることになった。「革命的サンディカリズム」の論理からは、「労働組合権」と公務員の普通法上の保障すなわち私法上の契約的身分保障が要求された。他方、穏健派の「association」は大部分が、身分規定に賛同していた。しかし、実際には、職階性の上位のものを代表する「association」だけが、好意的であったともされており、そのため、一部の身分規定支持者の反労働組合的態度が明らかになってくると、身分規定問題に関して、「association」間の意見が分かれることになったのであった<sup>(38)</sup>。

<63> ここまで、公務員労働運動の側での、「association」と「syndicat」の選択をめぐる特徴的な傾向をみてきたが、最後に、公的統計を通じて、公務員労働団体の法的次元での「association」と「syndicat」との選択、1901年法団体と1884年法労働組合の設立状況を一覽しておくこととする。

表①は、公営事業の職員の間で、1884年法によって設立された「職業組合」数である。「1901年中に設立された」とされているものは、1901年7月1日法の制定・施行の前後が不明であるため、1900年以前と1902年以降の数字を比較することにする。1900年以前に設立された「職業組合（1884年法）」は、74件であるのたいして、1902年から1907年（12月1日）までの設立数は、91件である。事業部門間の不均衡はあるものの、大勢として、増加の傾向がみられるこの統計からは、以下の事実を確認することができよう。まず、前述のように、当時、1884年法の適用自体について疑義が払拭されていなかった状況において、多数の公務員労働組合が、1884年法に準拠した設立行為（届出の受理）を認められていたという事実は、重要である。さらに、1901年法制定以降も、1884年法による設立件数が増加していることは、1884年法準拠の「職業組合」を選択した労働団体が、少なからず存在し、かつ、「届出の受理」という手続きを介

して「認知」され、件数自体では、1900年以前より増加しているのである。

表①

公営事業の職員の間で、1884年3月21日法によって設立された「職業組合」数

| 設立年<br>事業 | 1900年<br>以前 | 1901年 | 1902年～<br>1907年 | 計   |
|-----------|-------------|-------|-----------------|-----|
| マ ッ チ     | 6           | 0     | 0               | 6   |
| 兵 器       | 2           | 1     | 1               | 4   |
| 装 備       | 0           | 2     | 2               | 4   |
| 工 砲       | 2           | 14    | 21              | 37  |
| 道路工事      | 5           | 2     | 3               | 10  |
| 国 鉄       | 0           | 0     | 2               | 2   |
| 都市清掃      | 1           | 0     | 0               | 1   |
| 上 水 道     | 0           | 1     | 1               | 2   |
| 下 水 道     | 2           | 1     | 1               | 4   |
| 教 育       | 0           | 0     | 3               | 3   |
| 病 院       | 0           | 0     | 6               | 6   |
| 兵器庫       | 1           | 0     | 2               | 3   |
| 軍 務       | 0           | 2     | 2               | 4   |
| 貨幣鑄造      | 1           | 0     | 0               | 1   |
| 地方業務      | 3           | 1     | 22              | 26  |
| 郵便電信      | 3           | 1     | 8               | 12  |
| 火 薬       | 10          | 0     | 5               | 15  |
| 煙草現業      | 31          | 3     | 10              | 44  |
| 煙草事務      | 7           | 1     | 1               | 9   |
| 国 庫       | 0           | 0     | 1               | 1   |
| 計         | 74          | 29    | 91              | 194 |

\* 「連合体」は除く。

\* 1907年は、12月1日現在の数字。

\* 資料出所：Jules Jeanneney, op. cit., p. 236 et suiv. より作成。

しかし、表②は、「公役務」職員の間で、1901年法によって設立され、届け出られた「職業団体 (association professionnelle)」(「届出の非営利法人」)数であるが、連合体組織 (16件) を含め、431組織が<sup>(99)</sup>、1901年法に準拠した(届出の)「association」として記録されている。つまり、対象とする部門は異なるが、単なる総数でみるかぎり、1884年法による「労働組合 (syndicat)」よりも、1901年法による(届出の)「association」の方が、圧倒的に多かったのである。個々の組織の内情にまでは立ち入ることはできないが、全般的傾向を反映した数字として受け入れることができるであろう。

表②

「公役務」職員の間で、1901年7月1日法によって設立された「職業団体」数

| 部 門  | 職 業 団 体 数 |
|------|-----------|
| 中央省庁 | 32 (2)    |
| 教 育  | 117 (5)   |
| 文 化  | 6         |
| 土 木  | 88 (2)    |
| 郵便電信 | 20 (1)    |
| 税 務  | 55 (3)    |
| 海 軍  | 14        |
| 国 防  | 8         |
| 地 方  | 91 (3)    |
| 計    | 431 (16)  |

\* ( ) 内数は、「連合体」数。

\* 1907年12月1日現在の数字。

\* 資料出所：Jules Jeanneney, *op. cit.*, p. 256 et suiv. より作成。

## (註)

- (1) フランスの公務員制度、公務員の労働組合権問題に関する邦文文献としては、以下参照。

山本桂一「フランスにおける公務員の団結権」(法学協会雑誌第67巻6号535頁, 1949. 10)。同「労働法の一側面——第三共和政における公務員の団結権と

罷業権——(同編『フランス第三共和政の研究』(有信堂, 1966) 486頁所収)。外尾健一「フランスにおける公共労働」(季刊法律学第29号111頁, 1960. 10)。同「フランス国家公務員の労働者性」(ジュリスト第345号42頁, 1966. 5)。阿久澤亀夫「フランス地方公務員の労働者性——地方公務員の労働基本権を中心として——」(同上, 64頁)。須貝脩一「フランスの官吏制度」(『各国官吏制度の研究』(プレブス社, 1948) 115頁所収)。長谷川正安「フランス公務員制」(辻清明編『公務員制度』(勁草書房, 1956) 291頁所収)。兼子仁「官公吏関係における同数審議会」(同『現代フランス行政法』(有斐閣, 1970) 271頁所収)。阿久澤亀夫・宮本安美「フランスにおける公務員の労働関係」(峯村光郎編著『各国の公務員制度と労働基本権』(日本労働協会, 1965) 151頁所収)。宮島尚史「各国の公務員の争議権およびその他の労働基本権(フランス)」(労働法律旬報第254号13頁, 1956. 11)。晴山一穂「フランスにおける官吏関係論の検討——学説における官吏関係論の発生——」(法学論叢第97巻5号81頁, 98巻3号51頁, 1975. 8, 12)。同「官公吏の権利義務に関する1983年7月13日の法律第634号」(日仏法学第13号120頁, 1985. 3)。小原清信「フランスの公務員法」(九大法学第52号123頁, 1986. 10)。植野妙実子「フランスにおける公務員制度」(比較法研究第52号137頁, 1990. 12)。

(2) JO. du 12 mars 1920, Déb., Chambre, p. 520. 山本・前掲書526頁以下参照。

(3) この間、「ヴィシイ政府」は、「公務員の職業結社」に関する1940年10月15日法によって、公務員の「労働組合」の解散とともに、「職業結社」の設立を認めた。この「職業結社」は、この1940年10月15日法を準拠法として設立されるのであるが、その施行令(1941年2月9日デクレ)は、設立のための様式を、1901年7月1日法所定の要件によるものとした。「労働憲章」体制の確立による、労働組合も含めた「結社の自由」を否認したうえでの、「強制組合」制度との関連での公務員の「職業結社」の設立の承認であるが、その組織原則の骨格は、第2節でふれる公務員労働団体法案の内容と似通っている。主要条項を以下に引用する(東京大学社会科学研究所「ファシズムと民主主義」研究会『ヴィシイ政府法令資料』(1976) 115頁以下によった)。

「公務員の職業的結社に関する法律」(1940年10月15日=11月5日法)

<第1条> 公務員は、国家の権威を尊重して、かつ、一般の利益と両立するかぎりにおいて、自己の職業上の利益の代表を確保する目的で、団体を結成することができる。

<第2条> ①公務員の職業的結社は、その設立者の配慮によって、公然とされなければならない。規約および、いかなる資格においてであれその管理または指導の任にあたる者の名簿の登録をそえた事前の申告が、その結社が事務所を有する県の県庁および、パリにおいては、結社を結成する官吏が属する省



に対して、行なわれなければならない。

<第3条> ①それぞれの省において、公務員の職業的結社は、同一の行政庁に属し、かつ、同一の職階に属し、または同一の性質の職務に対応する職に従事する官吏の間においてでなければ、形成されることができない。このようにして定められる階層のそれぞれについて、ただ1つの結社のみが形成されることができる。

②ただし、職務が、あるいはその性質によって、あるいはその重要性によって、直接に権力の行使に参加する官吏は、公務員のいかなる職業的結社にも加わることができない。

③それぞれの行政庁に固有の組織規則は、その職の名義人がただ1つの結社に集団することができる職およびその職の名義人がいかなる職業的結社にも加わることができない職のリストを定める。

④公務員の職業的結社の連合はすべて、それらの間の連合であれ、他の団体、組合または結社との連合であれ、禁止される。ただし、同一の行政庁の内部で設立される職業的結社は、管轄権限を有する大臣または政務長官の承認をえて、連合を設立することができる。

<第8条> ①この法律の公布の日付けに存在するすべての公務員の団体は、法律上当然に解散される。

「1940年10月15日の「公務員の職業的結社に関する法律」の適用のための施行令を定めるデクレ」(1941年2月9日=20日デクレ)

<第1条> ①1940年10月15日の法律第2条によって定められる申述書は、1901年7月1日の法律第5条によって定める形式にしたがって作成される。

- (4) Yves Saint-Jours, *Le syndicalisme dans la fonction publique*, Notes et Études Documentaires, N° 4197-4198, juin 1975, pp. 11 et 12.
- (5) 司法官・軍人は、1946年法の身分規定の適用除外とされた。司法官については、司法官の身分規定に関する1958年12月28日オルドナンスで、罷業は禁止されたものの、労働組合権は承認されている。現行法制では、軍人(1972年7月13日法)と知事・郡長(1964年7月29日デクレ・3月14日デクレ)だけが、労働組合権を拒否されているが、知事・郡長については、1901年法による団体結成が認められている。Ibid., p. 12.
- (6) 公務員の身分保障に関する規定は、国家公務員を対象とするものが先行したが、1970年9月14日の内閣告示が、公務員全体に適用を拡張した。
- (7) 他には、国家公務員に関して、1984年1月11日法、地方公務員に関して、1984年1月26日法、病院勤務の公務員に関して、1986年1月9日法が制定された。
- (8) Yves Saint-Jours, *Manuel de droit du travail dans le secteur public*, 2<sup>e</sup> éd., LGDJ, 1986, pp. 112 et 113.

- (9) 公務員の労働組合権関連の判例については、第3章で、1884年法と1901年法の相互関係という観点から整理を行っており、繰り返すことはしないが、そこで取りあげなかった判決としては、以下のものがある。

<コンセイユ・デタ1908年12月11日判決> (Cons. d'État, 11 décembre 1908, S., 1909, III, p. 17.)

植民地省職員の団体は、1901年法団体であったが、人事異動命令にたいする訴えをおこした。構成員の利益のための団体訴権が争点となったが、コンセイユ・デタによって、この権利が承認された。第3章でみたように、19世紀末以降、判例上、1884年法による労働組合の権限として、職業的利益のための組合訴権が認められていたが、構成員の集団的利益のための訴権が1884年法の職業組合にたいして、破毀院により承認されたのは、その後の<破毀院連合部1913年4月5日判決> (Ch. réun., 5 avril 1913, S., 1920, I, p. 49.) によってであり、他方、1901年法団体も一般にはまだこの権利を承認されておらず、<破毀院刑事部1913年10月18日判決> (Crim., 18 octobre 1913, S., 1920, I, p. 321.) によって承認されたにすぎなかった。その意味で特筆されるべき判決であり、行政当局による1901年法団体誘導政策に沿いつつ、その後、1901年法団体設立を明言した<破毀院民事部1913年3月4日判決> (既出) へと連なった判決である。

<コンセイユ・デタ1925年2月20日判決> (Cons. d'État, 20 février 1925, S., 1925, III, p. 72.)

パリ入市税職員組合連合 (Union syndicale des employés de l'octroi de Paris) が人事に関する知事決定の取消を求めた訴訟の当事者適格性が争われた事件である。この団体は、1901年法による届出を行っていたが、1920年に、1884年法による届出を履行し、1884年法による「労働組合」となった。その後、本件訴訟が提起され、公務員への1884年法適用が争点となった。判決は、1884年法に関する従来の見解 (経済的、工業的、商業的および農業的利益の研究と擁護という目的による限定) を示し、公務員は、「公役務の必要性と継続性」から、1884年法の適用を主張できないとする立場を踏襲したが、その根拠として、公務員の身分規定の制定を予定した1920年法の立法意思は、公務員にたいして、1884年法の適用を拒否することであると指摘した。公務員問題に関して、1920年法の解釈を展開した数少ない判決として注目される (1920年法解釈について、同旨のものとして、自治体職員に関して、<コンセイユ・デタ1925年12月18日判決> (Cons. d'État, 18 décembre 1925, Recueil des arrêts du Conseil d'État, 1925, p. 1037.), リセ職員に関して、<コンセイユ・デタ1927年3月18日判決> (Cons. d'État, 18 mars 1927, Recueil des arrêts du Conseil d'État, 1927, p. 358.) がある)。

- (10) 本稿では、以下のものを参照した。

Elie Fruit, *Les syndicats dans les chemins de fer en France (1890 – 1910)*, Les Éditions ouvrières, 1976.; Madeleine Singer, *Histoire du SGEN 1937–1970*, Presses Universitaires de Lille, 1987.; Yves Blondeau, *Le syndicat des correcteurs de Paris et de la région parisienne 1881 – 1973*, supplément au *Bulletin des correcteurs*, N° 99, 1973.; Georges Frischmann, *Histoire de La Fédération C.G.T. des P.T.T.*, Éditions sociales, 1967.; Guy Chaumel, *Histoire des cheminots et de leurs syndicats*, Librairie Marcel Rivière et Cie, 1948.

- (11) 本稿の対象とする時期のものとしては、以下のものがある。

Georges Cahen, *Les syndicats de fonctionnaires*, *Revue politique et parlementaire* du 10 juillet 1906, p. 80.; Henry Berthélemy, *Les syndicats de fonctionnaires*, *Revue de Paris* du 15 février 1906, p. 883.; Louis Barthou, *Les syndicats d'instituteurs*, *Revue de Paris* du 1<sup>er</sup> mars 1906, p. 1.; Maxime Leroy, *Syndicats et Services Publics*, A. Colin, 1909.; Ch. Germain, *Le Droit de Syndicat et le Droit de Grève des Fonctionnaires Publics*, Thèse, 1907.; Louis Escassut, *Du syndicalisme et du statut des fonctionnaires*, Thèse, 1908.; Roger Bonnard, Etienne Coquet, M. Ledoux, J. Laferrière, Robert de Nesmes – Desmarests, Jean Perrinjaquet, Antoine Rougier et Georges Scelle, *De l'application des lois du 21 mars 1884 et du 1<sup>er</sup> juillet 1901 aux agents des services publics*, *Composition de droit constitutionnel pour l'agrégation*, 1910.; François Gazier, *Le syndicalisme dans la fonction publique*, *Droit social*, N° 8, septembre – octobre 1948, p. 274.

比較的新しい文献として、既出のもの以外では、以下参照。

Robert Christien, *Syndicalisme et participation dans la fonction publique*, Berger – Levrault, 1988.; Jeanne Siwek – Pouydesseau, *Le syndicalisme des fonctionnaires jusqu'à la guerre froide 1848–1948*, Presses Universitaires de Lille, 1989.; Jeanne Siwek – Pouydesseau, *Les syndicats de fonctionnaires depuis 1948*, PUF, 1989.; René Bidouze, *Les Fonctionnaires sujets ou citoyens? Le syndicalisme des origines à la scission de 1947–1948*, Éditions sociales, 1979.; Judith Wishnia, *The proletarianizing of the fonctionnaires, Civil Service Workers and the Labor Movement Under the Third Republic*, Louisiana State University Press, 1990.; Calliope Spanou, *Fonctionnaires et militants, L'administration et les nouveaux mouvements sociaux*, L'Harmattan,

1991.;Danièle Loschak, La liberté syndicale dans la Fonction Publique, Le droit ouvrier, N° 357, mars 1978, p. 85.;Robert Pierot, La naissance du pouvoir syndical dans la fonction publique française, Le pouvoir, mélanges offerts à Georges Burdeau, LGDJ, 1977, p. 847.; Yves Saint-Jours, L'évolution du droit syndical dans la fonction publique, N° 418, mai 1983, p. 161.;Marcel Piquemal et Jean Chappez, La liberté syndicale dans la fonction publique, Annuaire français des droits de l'homme, 1974, p. 151.

- (12) Jules Jeanneney, Associations et Syndicats de Fonctionnaires, Étude législative, Hachette, 1908. わが国では、山本・前掲論文が、すでに、本報告書を引用しているが、その性格を明かにはしていない。この時期の公務員労働運動（組合権）研究・紹介の多くは、明示すると否とを問わず、結局、本報告書に依拠することになっている（引用の数字の誤りについては、後述）。
- (13) JO., Doc.,Chambre, 1883, N° 1760, p. 396.
- (14) JO. du 28 août 1884, pp. 4594 et 4596.
- (15) Jules Jeanneney, op. cit., p. 13.
- (16) Ibid., pp. 22, 23, 32 et 33.
- (17) Ibid., p. 24.
- (18) Ibid., pp. 25 et 26.
- (19) Ibid., p. 27.
- (20) Ibid., p. 37.
- (21) アンドレ（André）将軍通達（1904年11月15日）。Ibid., p. 46.
- (22) 「一般的な結社の自由が承認されているとしても、組合の自由を享有していない職業にたいしては、結社の設立を合法的に認めることはできない。教員の職業団体は、教員の「syndicat」と同様に、合法ではない。1884年法における「syndicat」という表現は、すべての職業的結社を指している。立法者は、「syndicat」を結成する権利を制約することによって、職業的利益を擁護するために、結社を作る権利を制約したのであった。だから、1901年法の終条は、職業的利益の擁護のために結成される結社に関しては、1884年の制限的な立法に背馳してはならないということを意味するのである。
- したがって、教員親睦団体は、職業結社として行動すれば、違法である。」  
 (Henry Berthélemy, op. cit., p. 891.)
- (23) Jules Jeanneney, op. cit., p. 55.
- (24) Ibid.
- (25) Ibid., p. 57.
- (26) Ibid., p. 60. この通達の冒頭は以下のとおりであった。「原則として、政府および当局は、親睦を目的とする結社の設立にたいして何らの異議も挟まな

- い。しかし、普通法の保護のもとに設立されたこれらの親睦団体は、1901年法によって要求されているすべての条件を守る必要がある。したがって、同法によって設けられた制約から離れることはできない。特に、現行立法に基づきながら、規約の作成に際して1884年3月21日法を要求することはできないし、どのような見地からも、職業組合の性格を帯びることはできない。」
- (27) たとえば、1884年法の職業組合は、許可を要することなく、贈与を受領することができ、職業組合によって保有される動産の価額制限もなかったが、1901年法団体には、規制があった。また、職業組合が自由に設立できた職業紹介施設や職業教育施設も、1901年法団体により創設されるためには、依然1852年3月25日デクレに服した。職業組合は、共済・退職特別基金を設立することができるが、1901年法団体には認められていない（教員団体が、1901年法により、援助基金を設立しようとしたが、トゥルーズ裁判所は、1905年1月19日の判決によって、この基金の解散を宣告した。Ibid., p. 220.）。さらに、職業組合は、「その専門に属するすべての紛議および問題について、意見を求められることができる」（1884年法第6条）から、労使間への一種の「介入権」を保有するが、1901年法は、結社員と行政当局の間で、このような「介入権」を結社に認めていない。
- (28) Ibid., p. 64.
- (29) 公務員と事務員の間を以下のような表現で指摘した。  
「公務員は、公権力の一部を担う職員、すなわち公権力の委任にしたがって、命令し、決定をなす権利を有する職員である。事務員は、純粋に執行的なかつ技術的な仕事を遂行する職員（たとえば、事務局の事務員、書記、国鉄・郵便・電信の事務員、教員、技師、記録保管人など）である。」
- (30) Jules Jeanneney, *op. cit.*, p. 73.
- (31) Ibid., p. 79.
- (32) Ibid., p. 86.
- (33) Jeanne Siwek-Pouydesseau, *Le syndicalisme des fonctionnaires jusqu'à la guerre froide 1848-1948*, *op. cit.*, p. 76.
- (34) Ibid., p. 91.
- (35) 失業者・退職者組織の位置づけが問題となることについては、第1章<6>および第2章<26>参照。
- (36) Jeanne Siwek-Pouydesseau, *op. cit.*, p. 106.
- (37) Ibid., p. 92.
- (38) Ibid., p. 48.
- (39) ジャヌネ報告書本文では、515件と記述され、後述（本章第2節註（6）参照）の官報（JO）掲載のジャヌネ報告書では、516件と記載されているが、それぞれの本文で説明されている年度別の総数は、426件であり、附属の名簿

から算出するかぎり431件である。この時期の公務員労働運動に言及している内外の研究文献は、515あるいは516の数字を、その裏付け資料を吟味することなく、引用しているが、本稿では、本文の年度別の数字および附属名簿を根拠に、431件を正確な数字と判断する。その当否は、官報の検索により明らかになるが、わが国では、参考文献を明示せずに、515あるいは516の数字を引用している論文が散見されるが、おそらく「孫引き」による誤りと推測される。

## (2) 公務員労働団体法案の検討

### ① ジャヌネ報告書の登場

<64> 前節で概観したように、1901年法制定以降、公務員労働団体の法的地位をめぐる動向は、その立法的解決を促すことになった。

まず、「社会主義者」代議士が、公務員を含むすべての賃労働者のための「労働組合権 (droit syndical)」を要求し、デュジャント (Dejeante) 案 (1902年10月14日) やヴァイオン (Vaillant) 案 (1903年1月26日) が登場してくる。下院は、この問題を解決するため、労働委員会を設置し、報告者バルトゥ (Barthou) は、1903年12月28日にその結論を提出した<sup>①)</sup>。

前述したように、この委員会案では、「権力的公務員」と「管理的公務員」の間の区別が採用され、後者だけが、「職業組合 (syndicat professionnel)」を設立することができることとされた。しかし、この労働委員会によって提案された解釈は、実態にそぐわないために、「労働運動にとって、貴重な成果をもたらした」<sup>②)</sup> だけに終わった。

その後、サリアン内閣は、1906年3月、議会外委員会に、「国家および公共団体の公務員から構成される「association」にたいして、1884年3月21日法による一定の権利を付与することを目的とする」法案を検討させた。8月に提案されたその法案 (<法案Ⅰ>) は、公務員に、1901年法にしたがって、「職業団体 (association professionnelle)」を結成する権利を認めるものであった。

その後継首相クレマンソーは、前述のように、1906年11月5日の声明において、公務員の「association」問題を解決するという声明を明らかにし、1907年3月11日、最初の政府案 (<法案Ⅱ>) が提出された<sup>③)</sup>。

この法案にたいして、「フランス教員労働組合全国連盟 (Fédération nationale des Syndicats d'institutrices et d'instituteurs publics de France)」から首相宛に提出された書簡は、1901年法よりも1884年法の方が有利であることを強調しながら、1884年法の適用を要求する「原則的な理由」として、以下のように指摘した<sup>(4)</sup>。

「教員が、一貫して「syndicat」を組織する権利を要求している原則的な理由は、教員集団の「syndicat」への組織化は、社会的な見地から、肉体的要素と精神的要素の間の、すなわち現業労働者の世界と行政的なプロレタリアートとの間の必要なかつ豊かな融合を促進するからである。」

この書簡にたいして、首相クレマンソーが返書を出しているが<sup>(5)</sup>、そこには、政府案の意図がよく示されていた。

「諸君は、私に、教員の「syndicat」を正当化し、その労働取引所への加盟を正当化する覚書を手渡した。私は、下院事務局に、公務員の結社に関する法案を提出して、それに応えた。

この法案は、職業的な次元での諸君のすべての要求を満たしているにもかかわらず、諸君は、公務員という（もはや存在すべきでない）特定のカテゴリーの市民のための立法化であると、根深い不満しか表明していない。

諸君は、労働取引所やCGTへの加盟を要求している。しかし、諸君は、需要と供給の法則から例外をなしている。諸君の地位は、法律に基づいており、私的な取引によって変更することはできない。労働取引所には、諸君の居場所はないのである。

同様に、CGTにも、諸君の居場所はない。そこにも、教育者であれば同意できない言葉がある。「サボタージュ」や「直接行動」の主張、市民の間の憎悪の教唆、荒唐や裏切りの呼び掛けである。

CGT規約によれば、その目的のひとつとして、「組織された労働者の中に、総罷業の必要性を浸透させるために有益な情宣」を掲げている。諸君がこの目的をめざさなければならぬと真剣に考えるならば、諸君は、そのような考え方と諸君の職務の義務との間に絶対的な矛盾が存在することを認めなければならない。

規約は、機関誌の購読を組合員の義務としているが、この機関誌は、反愛国主義を鼓舞し、公然と、荒唐や、公務員への暴力を賞賛している。かくして、諸君が、祖国を犠牲にして、憎悪や祖国の破壊を宣伝する権利を、諸君の要求の中に加えることを認めることはできない。

諸君は、私に覚書を手渡した後、議会在政府案を採択することを待たずに、「教員労働組合 instituteurs syndiqués」の大会を組織した。その名称だけで、違法性の証明である。

私が明確に反対したにもかかわらず、諸君は、CGTへの参加を決定した。これは、諸君の精神の中における、諸君の義務の絶対的な無視を証明している。

明かに、諸君ら組合員は、教員集団全体のなかのごく少数、12万人の教員の中の約1,000人を代表しているにすぎない。諸君が軽はずみな決定をなす危険を指摘する義務が私にはある。」

この返書は、公務員に1884年法を適用させることはできず、公務員のための特別法を制定する実質的な理由が、公務員労働組合とCGTとの結び付きにあることを雄弁に物語っているのであった。

<65> その後、5月に政府修正案（<法案Ⅲ>）が再度提出され、この政府修正案にたいして、議会側は、対案（<法案Ⅳ>）を、提出したが、下院議員ジャヌネに、「公務員の「association」に関する報告」を委ねた。ジャヌネ報告は、1907年7月11日、下院に提出され、公表されたのであった（<法案Ⅴ>）<sup>66</sup>。このジャヌネ報告書は、公務員の労働団体の沿革と現状に関する立法資料であったが、その克明な史実の収集と学説も含めた諸見解の収録によって、一個の研究資料としての価値を高めたのであった。

ジャヌネ報告書は、その冒頭で、公務員労働団体制定の必要性を以下のよう

「近時、弊害が指摘されている。

行政機関の職員の中では、動揺がまだ見られる。圧倒的多数の職員は、その義務に忠実にしたがっているが、至るところで見受けられる扇動、その脅迫的な調子、一部の脅迫の実行などが、人々を不安がらせている。

行政の「無政府状態」とまでは述べることはできないが、行政が「危機」に面しており、その兆候が現われている。

国家とその官吏、職員、賃労働者の間の論争においては、主権的に意見を述べる権限は、公平な仲裁の役割を負っている、国民の代表者である議会および大臣に属している。

国家の賃労働者は、職業団体にたいして、不正義と権力の恣意からの保護を要求し、ついで、集団行動の中に、その唯一の信頼を寄せるようになっていく。かくして、公



務員は、結集し、結社に加わり、労働組合に加入している。その意図は、彼らの地位、権利、苦情、要求を共同して主張することである。時には、行政の改善や変革を共同して研究し、あるいは相互に自主管理するという野望を抱き、公役務の民主化を目指している。

行政機関における職業結社の運動は、ひとつの政治的問題を提起しており、今後は、国家の原則自体を問題とするであろう。

最近の公式の数字によれば、わが国には、現在、様々な地位の80万人以上の公務員がおり、これらの公務員は、その半数以上が、結社あるいは労働組合に加わり、ときには、連盟あるいは総同盟にさえ加盟しているということを知れば、下院に付託されている本問題が、丹念な検討に値することを疑うことはできない。

今や、法律が、公役務の利益と公務員の利益の間の可能なかぎり確実な均衡のもとに、公務員団体に関して、公務員の主要な権利と義務を明確に定めるべき時機である。]

ここでは、公務員の身分保障が、公務（公役務）の運営に不可欠の前提であるとの認識から、その身分保障の一環をなすものとして「公務員団体」の法認を求めている。そして、最大の問題は、その「公務員団体」の法的性格であった。そこで、項を改めて、前記の5法案がどのような内容であったのかを検討し、当時の公務員労働組合権法制化問題の核心を明らかにする。

## ② 公務員労働団体法案の比較検討

<66> 以下の事項を対象として、5法案の比較参照を行うこととする。

- (i) 適用法律
- (ii) 公務員の範囲
- (iii) 団体の範囲
- (iv) 罷業

### (i) 適用法律

各法案は、公務員の結成する「労働組合」の設立行為に関して、適用法令を以下のように規定した<sup>8)</sup>。

#### <法案 I >

「司法警察職員および警察職員を除いて、文民の公務員は、1901年7月1日法によって定められた要件のもとで、その職業的利益の研究と擁護のために、自由に結社を結

成することができる。」(第2条)

「第2条に定められた結社は、1901年7月1日法第5条において命じられている届出を行なう義務がある。」(第6条)

#### < 法案Ⅱ >

「司法警察職員および警察職員を除いて、文民の公務員は、その職業的利益の研究と擁護のために、自由に結社を結成することができる。この結社は、1901年7月1日法第5条に定められた届出に服する。」(第2条)

#### < 法案Ⅲ >

「文民の公務員は、その職業的利益の研究と擁護のために、自由に結社を結成することができる。この結社は、1901年7月1日法第5条に定められた届出に服する。」(第2条)

#### < 法案Ⅳ >

「同一の公役務の公務員、事務員、職員、補助職員あるいは現業労働者はすべて、1884年3月21日法あるいは1901年7月1日法によって定められている準則にしたがって、その職業的利益の研究と保護のために、結社あるいは組合を結成することができる。」(第1条)

#### < 法案Ⅴ >

「公務員は、その相互間で、1901年7月1日法の要件のもとでの結社、もしくは1884年3月21日法の要件のもとでの職業組合を結成することができる。ただし1901年法による結社はすべて、同法第5条に定められた届出および要件にしたがわなければならない、いかなる政治的な目的も有することはできない。」(第2条)

以上の引用からも、「公務員労働団体」への適用法律を、1901年法あるいは1884年法のいずれかに択一的かつ画一的に確定することの困難性を読みとることができるであろう。ところで、公務員労働組合にたいする適用法令に関しては、1884年法あるいは1901年法の選択がありうるが<sup>9)</sup>、「結社の自由」の領域において、1901年法を「一般法」とし、1884年法を「特別法」という位置づけを与えると、公務員労働組合にたいして、1901年法適用を原則化することは、公務員労働組合のために一般法制度を導入したことになる。しかし、一般の労働組合に関しては、1884年法が基本法制であるから、公務員労働組合にたいして1884年法の適用を認めない制度は、それがたとえ1901年法の適用を認めるものであっても、労働組合法制の一般制度にたいしては、例外的な「特別法制度」

を創出したことになる。つまり、一般法（1901年法）制度の導入が、特別法制度を出現させるという、一見して、論理矛盾を来すのであった。これは、1901年法と1884年法との関係を、一般法と特別法との関係として捉え、上下の階序関係において位置づけることから陥った論理矛盾であって、ここから、1901年法と1884年法との関係は、同一次元の関係として把握されなければならないことが結論づけられるのである。すなわち、労働組合法制において、1901年法と1884年法とを、同一次元で位置づけることになるのである。上記の〈法案V〉は、まさしくこのような論理の帰結の表現であった。その背景には、前述したように、「公務員労働団体」における「syndicat」と「association」の両義的性格の存在という事実もあったが、いずれにせよ、この時期、公務員の「労働組合」が、1884年法の「職業組合」としての「労働組合」の地位を獲得することも、1901年法の「非営利法人」として「一般結社」の地位を獲得することも可能であったという歴史的事実を確認しておくことが重要である。

### (ii) 公務員の範囲

<67> 各法案が対象としている「公務員」の範囲については、〈法案IV〉を除いて、各法案の間で際立った違いはない<sup>(40)</sup>。

当時、すでに、1884年法の適用が認められていた一部の公務員労働者についても、特別法に包含される表現が用いられている。公務員労働団体制定の立法技術上の困難性は、すでに1884年法の適用を受けていたこれらの労働者の扱いをどうするかであったが、国家の経済的活動についても、「公役務」概念として位置づけるフランス行政法理論の伝統からすれば、これらの「公役務」部門に従事する職員についても、一律に「公務員」の定義の中に入れられたのであった。

### (iii) 団体の範囲

(ii)によって定義された「公務員」が、(i)の適用法令に基づく「労働団体設立の自由」原則によって、「労働組合」を設立することができるとして、その「団体の範囲」は、無限定ではなかった。(a) どの範囲において「団体」を設立

することができるか（団体構成員の範囲）という問題と、(b) 他の団体との連合体設立の可否である。

(a) 「団体構成員の範囲」については、全法案が、「同一の公役務の範囲内」という限定を設けていた。〈法案 I〉が、最も具体的な規定を盛り込んでいたが、「団体構成員の範囲」として、以下の条件を定めていた。

- (イ) 同一の省役務あるいは同一の公行政規則によって規制されている諸公役務に従事している公務員の間
- (ロ) 同一の県行政に属する公務員の間
- (ハ) 同一のコミューン行政に属する公務員の間（人口10万人以上のコミューンでは、同一の自治体役務に属する公務員の間）  
異なる自治体における同一職務に従事する公務員の間

このように、「団体構成員の範囲」を、基本的には、同一の行政単位に限定することによって、対応する行政当局の「監視」を行き届かせることができるとともに、そのことを通じ、CGT加盟に連なる強大な組織の出現を阻もうとするのであった。

(b)の連合体問題については、5法案の規定内容がすべて異なっていることに注目する必要がある。前述したように、行政当局が、「公務員労働組合」を嫌悪した理由は、CGT加盟と罷業であった。罷業も、(iv)にみるように、禁止のための立法化の対象となったが、現実には、「労働組合」を法認化しなくとも、「association」によって、罷業が実行されている現実<sup>(4)</sup>からは、特別法制定によって、「歯止め」を期待されたのは、CGT加盟であった。「公務員労働組合」が、上部団体を持たず、単独で存立することは許されても、民間労働者との連合組織には、警戒心を緩めることはできなかつたのであった。問題となる「連合体」は、他の公務員団体との連合体と、民間労働者の労働組合全般との連合体とに区別されるが、5法案の態度は、表③のとおりであった。

#### (iv) 罷業

罷業については、全法案が禁止の立場をとっているが、その制裁の内容につ

いては、分かれている。免職については、全法案が、明示しているが、問題となったのは、刑事罰であった。〈法案Ⅰ〉と〈法案Ⅱ〉は、特別の刑事罰規定を設けたが、〈法案Ⅲ〉と〈法案Ⅴ〉は、刑法典に委ねるとし、〈法案Ⅳ〉は、刑事罰について言及しなかった。

表③

## 「連合体」に関する各法案の内容

|     | 公務員団体との連合体        | その他の連合体 |
|-----|-------------------|---------|
| 法案Ⅰ | 禁 止               | 禁 止     |
| 法案Ⅱ | 可 能 (1884年法による設立) | 禁 止     |
| 法案Ⅲ | 規 定 な し           | 規 定 な し |
| 法案Ⅳ | 可 能 (事前の許可制度)     |         |
| 法案Ⅴ | 可 能 (同法案による設立)    | 禁 止     |

<68> ここまで、公務員労働団体法案の比較検討を行ってきたが、これら法案の作成過程においても、1884年法と1901年法の関係の調整という課題を通じて、「syndicat」と「association」という二つの運動主体であるとともに権利主体の対抗関係が存在し、「労働組合権」と「結社の自由」という法原理が併存したことが指摘できよう。そして、1884年法と1901年法の適用関係をめぐるコンテキストの中で、改めて、「労働組合権」が、「結社の自由」の法原理に包摂されうべき状況、むしろその必然性が確認されたのであった。本章冒頭で、公務員労働組合法制の沿革を追跡したように、1907年に登場したこれらの公務員労働団体法案は、直ちに、制定法として実現することはなかった。その後、ヴィシィ政権のもとでの「労働憲章」体制において、1907年法案の構想が組み込まれたという歴史を経て、第4共和制の到来とともに確立された公務員労働組合法制の中に、その理念は、伏流として受け継がれたのであった。

## (註)

- (1) JO., Doc., Chambre, 1904, N° 1418, p. 66.
- (2) J. Paul-Boncour, Les syndicats de fonctionnaires devant le Parlement, Revue socialiste, Tome XLⅢ, 1906, p. 21.
- (3) JO., Doc., Chambre, 1907, N° 833, p. 226.
- (4) Jules Jeanneney, op. cit., p. 222.
- (5) Ibid.
- (6) JO., Doc., Chambre, 1907, N° 1213, p. 507. 下院に提出された本報告書が、単行本として出版されたのが、本稿で引用したジャヌネ報告書である。後者の単行本としてのジャヌネ報告書では、数字の訂正の他、資料の追加、若干の加筆が施されているが、前述のように、1901年から1907年まで官報掲載の1901年法団体数の誤りには内外の研究文献が影響されている。

ジャヌネ報告書の構成は以下のとおりであるが、第一章の内容の一部は、前節で引用した。

## 第一章 公役務における団体の発展

I 1884年3月21日法以前

II 1884年3月21日法から1901年7月1日法まで

III 1901年7月1日法以降

## 第二章 法案の生成

## 第三章 法案の批判的検討

I いかなる公役務に、そしてその職員のうちはいかなる者に、法律は適用されなければならないか

II associationの制度

III 公務員と罷業

## 法案（本稿法案V）

## 付属資料

- (1) 議会外委員会法案（本稿法案I）
- (2) 政府案（本稿法案II）
- (3) 政府修正案（本稿法案III）
- (4) 議会案（本稿法案IV）
- (5) フランス教員労働組合全国連盟議長の書簡・クレマンソー返書
- (6) 国、県、コミューンにより報酬を支払われている公務員の状況
- (7) 公益性を認定された公務員団体の状況
- (8) 1901年7月1日法以前に、省令により認可された公務員団体の状況
- (9) 公営事業職員の間で、1884年法により設立された職業組合の状況
- (10) 公役務職員の間で、1901年法により設立された職業団体の状況
- (11) CGT・アミアン大会（1906年）に代表を派遣した公務員団体一覧

- (7) Jules Jeanneney, *op. cit.*, p. 3 et suiv.
- (8) 設立行為以外において、準拠法を明示する条項は以下のとおりである。
- < 法案Ⅰ >
- 「第6条および7条の規定に違反する場合には、違反者は、1901年7月1日法第8条1節に定められている刑罰に処せられる。」(第8条)
- < 法案Ⅱ >
- 「公務員の間で正規に設立された職業結社は、その相互間で、その共通する利益の保護のために、合議し、連合することができる。この連合体は、1884年3月21日法第5条2節および3節に定められている準則にしたがう。」(第4条)
- 「組合員はすべて、1884年3月21日法第7条に定められている条件により、いつでも、職業結社から脱退することができる。」(第5条)
- < 法案Ⅲ >
- 「組合員はすべて、1884年3月21日法第7条に定められている条件により、いつでも、職業結社から脱退することができる。」(第5条)
- < 法案Ⅴ >
- 「第2条の規定に違反する場合には、1901年7月1日法第7条および8条、あるいは1884年3月21日法第9条に定める制裁が、適用される。」(第6条)
- (9) もちろん、理論的には、1901年法および1884年法とは別個の法制度が想定されることは可能であるが、その場合、「結社の自由」の一般制度との関連が問題となる。逆言すれば、1901年法の「結社の自由」制度が、所与の前提条件として確立していることから、同法と無関係に、第三の制度が介在する余地はなかったことが推論されるのである。公務員労働組合の法制度は、あくまでも、1901年法が具現する「結社の自由」制度という大枠の中で解決される必然性があったのである。
- (10) < 法案Ⅳ >は、適用範囲に関する規定を設けていないが、他の法案は、適用される公務員の定義規定を置いた。たとえば、< 法案Ⅴ >は、以下のとおりであった。
- 「公権力の代表者、事務員、職員あるいは補助職員の資格から、国家、県およびコミューンによって統治される公役務の運営を保障するために組織された常勤的な文民組織に属し、かつ、将来にわたり、募集、昇進および懲戒制度に関して法律上の身分規定の保障を受けるものはすべて、本法の適用において、公務員と見なされる。」(第1条)
- (11) 1905年に、リヨンの警察官が、8日間の罷業を成功させた際には、親睦団体も労働組合も介在していなかったように (Jeanne Siwek - Pouydesseau, *op. cit.*, p. 78.), 罷業を、コアリション活動として位置づけると、恒常的組織は不要であった。

## むすび

<69> 「労働組合権」と「結社の自由」との相互関連性の解明を課題として、実態的分析・理論的分析・歴史的分析を進めてきた。そして、社会的存在としての「労働組合」が「結社association」の一分枝として存在することにも規定され、歴史的な立法過程においては、「労働組合権」の法認が「結社の自由」の承認に先立ったものの、「労働組合権」は、「結社の自由」と異質の次元に位置づけられるのではなく、法原理としては、並列的な関係として存在し、より根本的には、「労働組合権」が、「結社の自由」に内包されて生成してきた過程を概観した。そして、現行立法制度においても、労働法典解釈の面では、「労働法典における労働組合」以外の「非届出の労働組合」（いわゆる法外組合）を、1901年法の「結社の自由」制度のもとに位置づけることに典型されるように、「労働組合権」は、「結社の自由」の体系のなかに包摂されていることを確認した。

「はじめに」において設定した本稿の課題は、以上の仮説の検証であったが、第4章で、公務員労働団体法案の作成過程を対象とし、そこでは、行政当局の政策誘導は、非労働組合化政策としての「association」化が重要な役割を果たしていたことを述べてきたが、その際、「はじめに」で指摘した、フランス社会主義運動の特有の理念と形態である「association（アソシアシオン）」運動の問題については、敢えて触れることをしなかった。ここで、一言しておくこととする。この労働運動の源流にも位置づけられるべき「アソシアシオン」運動の存在は、行政当局の側からの非労働組合化政策として重用された「association」化を、労働運動の側で、排除しえなかった歴史的要因として位置づけられなければならないものであったからである。

<70> 19世紀の労働運動が、政治運動・社会運動と不離一体的に形成した運動が、一種の「協同組合（協同組織）運動」としての「アソシアシオン」運動であったが、この時期に、「association」なる表現は、独特の理念と形態によって定義されるべき概念として、労働者世界に定着したのであった<sup>①</sup>。その意味で、前述のように、労働運動にとって、「アソシアシオン」運動は、そ



の源流にも位置づけられるのである。すなわち、「アソシアシオン」運動は、労働運動・政治運動・社会運動が、混沌としたまま未分化のなかで担われた民衆運動であり、全体としては政治主義的な傾向を帯びつつも、その将来展望を具体化する組織体が、「アソシアシオン」であった。この「アソシアシオン」は、コアリシオンや労働組合とは未分離であり、その意味で、労働者団結が、「アソシアシオン」の一形態として、歴史的に発展したのであった。国家法は、このような「アソシアシオン」の理念と組織を、強権的に、法規範のうえで分離させようとして、1864年法（コアリシオンの自由の法認により、コアリシオンの国家法への組み込み）、1884年法（職業組合の法認による、職業組合という理念と形態での労働組合の国家法への組み込み）、1901年法（アソシアシオン（結社）の自由の法認による、アソシアシオン（結社）一般の国家法への組み込み）という一連の制定法が登場したのであった。

かかる「系譜」において、労働運動の側では、理念と運動としての「association」と、組織形態としての「association」との区別も曖昧なものとして受け入れられていったのであった。すなわち、「労働組合」観としての「association」観が払拭し難く存在したのであった<sup>(2)</sup>。その意味でも、この時期の労働運動の組織は、「syndicat」と「association」の両義的な存在であった。

ここでは、運動としての「association」観と、組織概念としての「association」観が、混在しており、両者を故意に混同することはできない。そのことを十分に留意しつつも、「association」としての労働組合概念の定着を土台として、「労働組合権」が、「association（結社）の自由」との相互関係から、より厳密には、「労働組合権」が、「結社の自由」のカテゴリーのひとつとして、生成した過程を、「syndicat」と「association」の両義的性格を有した、この時期の公務員労働組合権をめぐる史実の中から確認することができるであろう。

(註)

- (1) 詳しくは、以下参照。

田崎英明『夢の労働 労働の夢 フランス初期社会主義の経験』（青弓社，1990）。『社会思想史の窓』刊行会編『アソシアシオンの想像力―初期社会主義思想への新視角』（平凡社，1989）。谷川稔『フランス社会運動史 アソシ

アシオンとサンディカリズム』(山川出版社, 1983)。

- (2) 現代のフランス社会において、「association」の理念と運動が、「市民団体」の位置づけのもとに存在していること、ミッテラン政権によって、積極的な「結社政策」(中間団体有用論)が展開されていることにも注目されなければならないであろう。大和田「ミッテラン政権と労働改革」(『ミッテラン政権の社会・経済的分析』(ミネルヴァ書房, 近刊)所収)参照。